

会長予定者の選出に関するガイドライン

1. 目的

- 1.1 「会長予定者の選出に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は定款26条及び「役員を選任及び会長等の選定に関する規程（以下「選定規程」という。）」に基づいて制定されるものであり、本協会の会長予定者の選出を公平・公正、確実にを行うことを目的とする。

2. 適用範囲

- 2.1 本ガイドラインは会長予定者の選出手続きにおいて適用する。
- 2.2 本ガイドラインは評議員会において承認された日から適用する。
- 2.3 本ガイドラインは全ての会長候補者、関係団体及び会長予定者の選出を目的として活動する一切の者（以下総称して「会長予定者選出活動者」という。）に適用する。

3. 選出管理委員会

- 3.1 選出管理委員会は、会長予定者の選出に関する事項についての管理及び監督機関であり、全ての会長予定者選出活動者による各種の活動が、本ガイドラインで定められた原則に基づいて行われていることを確実にする責務を担う。

4. 活動

- 4.1 会長候補者又はこれになろうとする者は、選挙活動期間中に限り、本ガイドラインの定めに従う範囲で、選挙活動を行うことができる。
- 4.2 会長候補者は、選挙活動期間において、以下の項目に限定された内容で活動書類を作成することができる。
 - (1) 提案する政策
 - (2) 提案するプログラム
 - (3) 過去の記録
 - (4) 過去の職歴
 - (5) その他本人に関する情報
- 4.3 活動書類の写しは、選出管理委員会に速やかに提出されなければならない。
- 4.4 選挙活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。
 - (1) 口頭による伝達（電話、ウェブ会議又は面談等の手段による直接的な依頼や説明。各種の書類やパンフレットその他を当該説明に用いることは許容される。）
 - (2) 本協会が指定した説明会での説明及びメディアインタビューへの回答
 - (3) パンフレットの広範囲な配布及びその内容のホームページ等への掲示
 - (4) 本協会ホームページ内に本協会が設置する特設サイトへの Manifesto の掲載
- 4.5 選挙活動において許される活動及び宣伝ツールによって提供される情報は、活動書類に記載された範囲に限られる。
- 4.6 推薦依頼期間には、4.4 (1) に定めた形式で、各評議員及びその評議員推薦加盟団体に対して直接働きかける行為のみが許容され、その他の活動は認められない。

5. 推薦依頼期間及び選挙活動期間中に禁止される行為

- 5.1 推薦依頼期間及び選挙活動期間中においては、前項に定められた活動のみが許容され、これら以外の活動を行うことはできない。
- 5.2 会長候補者は、推薦依頼期間及び選挙活動期間中における以下の行為は禁じられる。
 - (1) ホームページ及びソーシャルネットワーキングサービス（SNS）ホームページ（前条に定める本協会ホームページ内に設置される特設サイトを除く）やSNSにおいて、会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とした情報を掲載すること。
 - (2) 広告
会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的として、新聞、雑誌、テレビなどにおいて広告を出稿すること。また、スポンサー及び商業パートナーによって広告をすること。
 - (3) 飲食物の提供
評議員又は理事に対し、飲食物を提供すること。これは、会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とするか否かにかかわらず禁止される。
 - (4) イベントの開催
会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的としたイベントを開催すること。

- (5) ネガティブキャンペーン
メディア又はその他の者に対して、他の会長候補者を非難するよう依頼すること。
5. 3 前項に掲げる禁止行為以外の行為で、本協会の各種規程及び本ガイドラインに違反すると認められる場合は、選出管理委員会の職権により当該行為を禁止することができる。
6. 常に禁止される行為
6. 1 会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とした以下の行為は常に禁止される。
- (1) 買収
他者に対し、贈呈品、金銭、その他の何らかの利益を提供すること。また、他者から受領すること。
- (2) 署名運動
特定の会長候補者を支持させること、又は支持させないことを目的として、理事もしくは評議員から署名を集めること。
- (3) 約束及び保証
直接的もしくは間接的又は金銭的もしくは非金銭的を問わず、利益を得るために、約束や保証をすること。
6. 2 その他、前項に掲げる各種の禁止行為以外であって、支持を求めることを目的とした同禁止行為に類する行為で、本協会の各種規程及び本ガイドラインに違反すると認められる場合は、選出管理委員会の職権により当該行為を禁止することがある。
7. 公式な役職を有する者
7. 1 FIFA、AFC、本協会、又はサッカーに関連するその他いかなるスポーツ組織における役職を有する会長候補者は、選挙活動期間において在職のままでよい。
7. 2 会長候補者は、自身にとって不当な優位性や利益を得るために公式な立場を利用してはならない。
8. 誹謗中傷の禁止
8. 1 会長予定者選出活動者は、他の会長予定者選出活動者に対して、中傷的、軽蔑的、侮辱的攻撃をしてはならない。
9. 本協会事務局との関係
9. 1 本協会事務局は、いかなるときにも中立性及び独立性を厳に維持しなければならない。
9. 2 会長予定者選出活動者は、会長予定者の選出手続きに関連して、いかなるときにも本協会事務局の行為に干渉せずに尊重しなければならない。
9. 3 会長予定者選出活動者は、支持を受けるために、本協会事務局内の個人や部署に対していかなるサービスも依頼してはならない。
10. 選出管理委員会との関係
10. 1 会長予定者選出活動者は、選出管理委員会の全ての決定を受け入れ、協力しなければならない。
10. 2 会長予定者選出活動者は、会長予定者の選出手続きに関連して、いかなるときにも選出管理委員会の行為に干渉せずに尊重しなければならない。
10. 3 選出管理委員会は、会長予定者選出活動者が本ガイドライン並びにその他の本協会規則を遵守しているか監視するものとする。
11. 本ガイドラインの違反
11. 1 選出管理委員会は、その設置期間において、本ガイドラインについてのあらゆる違反に関する全ての決定を下すものとし、違反があった場合には当該違反を本協会裁定委員会に提出することができる。
11. 2 選挙に関連した全ての懲罰措置は、本協会の各種規約、懲罰規程に則って科されるものとする。
12. その他
12. 1 本ガイドラインにて記載されていない事項は、選出管理委員会の職権において、必要な処置を講ずる。
13. 改正
13. 1 本ガイドラインの改正は、評議員会の決議を経て、これを行う。
14. 施行
14. 1 本ガイドラインは、2019年10月27日から施行する。

[改正]

2023年7月30日